

平成27年3月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 平成27年3月5日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 原告

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第1区における選挙を無効とする。

2 原告

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第2区における選挙を無効とする。

3 原告

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第3区における選挙を無効とする。

4 原告

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第4区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要

本件は、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、沖縄県第1区ないし第4区の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割り

に関する公職選挙法の規定は憲法に反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

1 前提事実

括弧内に掲記した証拠等によれば、以下の各事実等を認めることができる。

- (1) 衆議院議員の選挙制度は、昭和25年に制定された公職選挙法においては、中選挙区単記投票制が採用されていたが、平成6年の同法の一部改正により、小選挙区比例代表並立制に改められた（以下、上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙施行当時の本件選挙制度によれば、衆議院議員の定数は475人とされ、そのうちの295人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項）；小選挙区選挙については、全国に295の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出し、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条1項、2項、別表第1、別表第2）。総選挙においては、選挙区選挙と比例代表選挙を同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

- (2) 選挙区の改定については、平成6年の公職選挙法の上記一部改正と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、後記の改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）により、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）が、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法（以下「旧区画審設置法」という。）は、上記改定案を作成するに当たっての区割りの基準については各選挙区の人口の均衡を

図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬものとする（3条1項）とともに、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当することとし（以下、このことを「1人別枠方式」という。）、これに、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とするとされていた（同条2項。以下、この区割基準を「旧区割基準」といい、この規定を「旧区割基準規定」という。）。なお、選挙区の改定に関する上記の勧告は、国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ、さらに、区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときにも、上記の勧告を行うことができるものとされている（同法4条）。

- (3) 区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査（以下「平成12年国勢調査」という。）の結果に基づき、平成13年12月、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、旧区画審設置法3条2項に従い、各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、平成14年7月、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が成立した。
- (4) 平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）の小選挙区選挙は、同法により改定された選挙区割り（以下「旧選挙区割り」といい、平成24年法律第95号による改正前の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「旧区割規定」という。）の下で施行

されたものである。

平成12年国勢調査の結果による人口を基にすると、旧区割規定における選挙区間の人口の最大較差が1対2.304となっていた平成21年選挙について、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、選挙区の改定案の作成に当たり、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものということができるが、平成21年選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が拡大していたのは同条2項の1人別枠方式がその主要な要因となっていたことが明らかであり、かつ、同方式は、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された方策であって、既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び同区割基準に従って改定された旧区割規定の定める旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、こうした状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、旧区割基準規定及び旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないと判示した。

(5) 平成24年11月16日に、①1人別枠方式の廃止（3条）及び②いわゆる0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減することをいう。以下同じ。2条）を内容とする衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）が成立し、同月26日公布され、同法2条の規定を除いて、同日施行された（緊急是正法附則1条）。しかし、同月16日に衆議院が解散されたため、1人別枠方式を廃止する旨の

緊急是正法 3 条は施行された（以下、緊急是正法による改正後の区画審設置法 3 条を「新区画審設置法 3 条」という。）ものの、旧区割規定の改正には至らない状態で、同年 12 月 16 日に衆議院議員総選挙（以下「平成 24 年選挙」という。）が旧区割規定の定める旧選挙区割りに基づいて行われた。なお、平成 24 年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第 3 区と選挙人数が最も多い千葉県第 4 区との間で 1 対 2.425 であり、高知県第 3 区と比べて較差が 2 倍以上になっている選挙区は 72 選挙区であった（弁論の全趣旨）。

- (6) 緊急是正法の成立後、区画審による審議が行われ、平成 25 年 3 月 28 日、区画審は、内閣総理大臣に対し、各都道府県の選挙区数の 0 増 5 減を前提に、選挙区間の人口較差が 2 倍未満となるように 17 都県の 42 選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改定案の勧告を行った。そして、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項を定める平成 25 年法律第 68 号（以下「平成 25 年改正法」という。）が同年 6 月 24 日に成立し、同月 28 日に公布され施行された。平成 25 年改正法による改正後の緊急是正法中の上記 0 増 5 減及びこれを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定は同年 7 月 28 日から施行され、これにより、各都道府県の選挙区数の 0 増 5 減とともに上記改定案のとおりの選挙区割りの改定が行われ（以下、同日の施行に係る公職選挙法 13 条 1 項及び別表第 1 を併せて「本件区割規定」といい、本件区割規定による選挙区割りを「本件選挙区割り」という。），平成 22 年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は 1.998 倍に縮小された（以上、甲 5、乙 2 及び弁論の全趣旨）。
- (7) 最高裁平成 25 年 11 月 20 日大法廷判決・民集 67 卷 8 号 1503 頁（以下「平成 25 年大法廷判決」という。）は、旧区割規定が憲法に違反するとして、旧選挙区割りの下で施行された平成 24 年選挙を無効とすることを求

めた選挙無効訴訟において、平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旧選挙区割りの下で再び施行されたものであること、選挙区間の較差は、平成21年選挙時よりも更に拡大して最大較差が2.425倍に達していたこと等に照らせば、平成24年選挙時において、旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないと判示した。そして、同判決は、平成24年選挙までに、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に收めることを可能とする0増5減による定数配分の見直しと区割り改定の枠組みが定められており、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、こうした漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解されること等に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできず、憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断することはできないから、旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないと判示した。

(8) その後、国会の与野党による衆院選挙制度に関する実務者協議においても議員の定数の削減の手法及び削減数等について意見を集約することができなかつたことから、平成26年6月19日、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、衆議院議長の諮問機関として、15名の委員によって構成される「衆議院選挙制度に関する調査会」(以下「選挙制度調査会」という。)が設置された(甲37、乙3、4、9及び弁論の全趣旨)。

選挙制度調査会への諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方途等であり、衆議院議長への答申を、当時の衆議院議員の任期(平成28年12月)を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して行うこととされ、平成26年9月から同年11月ま

での間に4回にわたって会議が開かれ、第2回から第4回までは「衆議院小選挙区の一票の較差」が議題とされて、その較差是正の方策として、各都道府県の定数配分につき、「アダムズ方式」などの各種の方式が議論されていた（乙3、5の1ないし5の3、6ないし8の各1・2）。

(9) 平成26年11月21日に衆議院が解散されて選挙制度調査会は休止されたが、解散に先立って同日開催された衆院議院運営委員会の理事懇談会において選挙制度調査会を本件選挙後に再開することが合意され、同年12月14日、本件選挙区割りの下で本件選挙が施行された。

本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない宮城県第5区と選挙人数が最も多い東京都第1区との間では1対2.129であり（宮城県第5区と沖縄県第1区との間では1.135、同第2区との間では1.188、同第3区との間では1.293、同第4区との間では1.182）、宮城県第5区との較差が2倍以上となっている選挙区は14選挙区であった（以上、顕著な事実及び乙1、9）。

(10) 原告林朋寛は本件選挙の沖縄県第1区、同仲眞竜也は同第2区、同齋藤祐介は同第3区、同佐藤仁哉は同第4区の各選挙人であり、同月15日、本件訴えを提起した（顕著な事実及び争いのない事実）。

(11) 平成26年12月26日の衆院議院運営委員会の理事会において、選挙制度調査会を存続する方針が確認され、平成27年2月9日にその第5回会議が開かれ、①1人別枠方式に代わる制度的な較差是正・配分方法を設けること、②配分は、有権者ではなく人口を基準とし、都道府県単位とすること、③定数配分見直しは、大規模国勢調査の人口統計に基づき、10年ごとの見直しを基本とすることと前回までの議論が整理された上で、各都道府県への配分方式については将来の人口変動にもある程度対応できるものとする観点から、平成22年国勢調査の結果によれば、都道府県ごとの最大較差が1.598倍となる「アダムズ方式」や「ラウンズ方式」によって都道府県に議

席数を配分する方式を中心に議論された。そして、選挙制度調査会は、定数削減等を含めた答申を平成27年中にまとめる方針であり、次回の会議は同年3月3日とされている（以上、乙11、15の2、16の1・2）。

2 爭点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたか

(原告らの主張)

憲法前文、「1条は主権が日本国民に存するとした上で、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると規定し、憲法56条2項が両議院の議事は出席議員の過半数でこれを決すると規定していることからすれば、この過半数となるべき議員を選出する主権者はその過半数でなければならないから、憲法は人口比例選挙を保障しているというべきである。そして、本件選挙は、憲法の投票価値の平等の要求に反する1人別枠方式を本質的に廃止していない平成25年改正法に基づく選挙区割り（本件選挙区割り）の下で施行され、各選挙区における議員一人当たりの有権者数の最大較差は2.109倍（平成25年9月2日現在）であり、憲法の要求する投票価値の平等に反する状態で施行された本件選挙のうち沖縄県第1区ないし第4区における選挙は無効である。

平成24年選挙は平成25年大法廷判決によって違憲状態と判断され、平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成25年参議院議員選挙」という。）についても最高裁平成26年11月26日大法廷判決（以下「平成26年大法廷判決」という。）によって違憲状態と判断されているのであるから、こうした違憲状態の下における無効の選挙（憲法98条1項後段）によって選出された国會議員によって構成された国会に立法裁量は認められない。

(被告の主張)

憲法が要求している投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

平成25年改正法により改正された本件区割規定による本件選挙区割りは、平成22年10月に実施された国勢調査（以下「平成22年国勢調査」という。）の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小されていた。その後の人口変動により、本件選挙当日における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数の最大較差は2.129倍とわずかに2倍を超えていたにすぎず、しかもこの較差は宮城県第5区の選挙人数を1とした場合のものであるところ、同区には東日本大震災による甚大な被害を受けた石巻市及び東松島市が含まれているので、同区を除く最大較差は福島県第4区の選挙人数を1として2.109倍であるし、平成25年大法廷判決においても1人別枠方式の構造的な問題の最終的解決はその後の国勢調査の結果を踏まえた区割りの見直しにおいて行われることが予定されており、その間の人口変動による選挙人数の最大較差の拡大は一定程度避け難いものであるから、上記のような状態が直ちに憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に当たるとはいえない。

(2) 憲法上要求される合理的期間内における是正の有無

(原告らの主張)

ア 違憲状態における選挙は憲法98条1項により無効であるにもかかわらず、そうした状態が当該選挙までに是正されなかったことが立法裁量権の行使として限界を超え、これを是認することができない場合にはじめて憲法違反になると解することは同条項に反する。

イ 本件選挙時には平成23年大法廷判決の言渡日である平成23年3月23日から3年8か月余りが経過していたし、区画審は、国勢調査の結果に

よる人口が最初に官報で公示された日から 1 年以内に、選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告することとされ（区画審設置法 4 条 1 項），緊急是正法附則 3 条 3 項においても区画審が選挙区間の人口較差を 2 倍未満とする改定案の勧告を公布日から 6 か月以内に行うべき旨規定されていたことからしても、既に合理的期間を徒過しており、本件選挙は無効である。

また、平成 26 年 2 月 8 日に与野党 7 党の衆院選挙制度に関する実務者協議が開かれたが、主張の隔たりが大きく、選挙制度の抜本的見直しについて合意できる見通しが立っていないかった。そして、本件選挙まで、国会において選挙制度問題についての進展はなかった。したがって、本件選挙時までに上記期間は徒過していた。

（被告の主張）

本件選挙区割りにおいては、平成 22 年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が 1.998 倍に縮小され、本件選挙当日の選挙区間の選挙人数の較差も僅かに 2 倍を超えたにすぎなかつたこと、平成 25 年大法廷判決は、漸次的な見直しを重ねることによって新区画審設置法 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備を実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解されると判示していること、1 人別枠方式の構造的な問題については平成 25 年大法廷判決も今後の国勢調査の結果を踏まえた区割りの見直しを想定しており、その間の人口変動により選挙人数の最大較差が一定程度拡大することは避け難いことからすれば、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態となったことを認識し得たとはいえない。

また、国会においては、平成 25 年大法廷判決以降も、解散前の衆議院議員の任期である平成 28 年 1 月を念頭に立法期間や周知期間を考慮して答申を行うべく、今後の人団変動によつても憲法の投票価値の平等の要求に反

する状態にならないような選挙制度の改革の検討が選挙制度調査会において重ねられてきており、今後も引き続き議論が進展していく見通しであることからすれば、今後の国勢調査の結果や、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた所要の適切な是正の措置を国会が講ずることが十分に見込まれる状況にあった。したがって、いずれかの時期に本件選挙区割りが違憲状態となったことを国会が認識し得たとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。

(3) 事情判決の法理の適用の可否

(原告らの主張)

ア 本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反するもので、憲法98条1項により無効であるから、これを事情判決の法理により無効でないとすることは同条項に違反する。

また、公職選挙法219条1項は行政事件訴訟法31条を準用しないと規定しているから、事情判決の法理を採用することは憲法76条3項に違反する。

イ 本件選挙が無効であるとの判決が言い渡されたとしても、社会的混乱は生じない。

第3 当裁判所の判断

1 本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたか

(1) 代表民主制における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきであり、そこに論理的に要請される一定不变の形態が存在するわけではない。憲法は、投票価値の平等を要求しているものと解されるが、これが選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との

関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条），選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められている。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上で、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されるべきであり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、その裁量権の限界を超え、上記のような憲法上の要請に反するとして是認することができない場合に憲法に違反することになると解するべきである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁）。

平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決参照)。

(2) 原告らは、憲法前文、1条は主権が日本国民に存するとした上で、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると規定し、憲法56条2項が両議院の議事は出席議員の過半数でこれを決すると規定していることからすれば、この過半数となるべき議員を選出する主権者はその過半数でなければならないから、憲法は人口比例選挙を保障していると主張する。しかし、憲法上、国会の議決が国会議員の多数決によるとされているものの、この議決が主権者の多数意見と一致しなければならないことを要求した規定は存在しない。もとより、主権は国民に存し、その代表者たる国会議員が民意を正当に反映すべきであるが、国会議員は全国民を代表し(憲法43条1項)，その意思に基づいて国会に関与するものであって、国会の議決における国会議員の多数意見が、国会議員を選出した選挙区の選挙人の多数意見と一致することが必須であるということはできない。したがって、原告らの上記主張は理由がない。

また、原告らは、平成25年大法廷判決によって平成24年選挙は違憲状態にあったと判断され、平成26年大法廷判決によって平成25年参議院議員選挙も違憲状態であったと判断されたのであるから、憲法98条1項後段により、これら違憲状態の下における選挙は無効であり、無効の選挙によって選出された国会議員によって構成された国会に立法裁量は認められない旨主張する。しかし、平成25年大法廷判決は、平成24年選挙に係る選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものと判示しているものの、憲法上要求される合理的期間内におけるその是正がされなかつたとはいえず、旧区割規定が憲法の規定に違反するものとはいえないと判示し、平成26年大法廷判決は、平成25年参議院議員選挙に係る定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものではあるが、平成25年参議院議員選挙ま

の間に上記配分規定の改正がされなかつたことをもつて国会の裁量の限界を超えるものとはいひえず、同規定が憲法に違反するに至つてゐたということはできないと判示しているのであるから、これらの選挙が無効であるということはできない。したがつて、原告らの上記主張はその前提に誤りがあり、採用することができない。

(3) 上記第2、1(前提事実)で認定判示したとおり、本件選挙区割りによる選挙区間の人口の最大較差は平成22年国勢調査の結果を基礎にすれば1.998倍であったものの、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は2.129倍に達していた上、その合理性に時間的な限界があつた1人別枠方式が投票価値の較差を生じさせる主要な要因となつてゐたところ、0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿つた選挙制度の整備が十分に実現されているとはいひえず、1人別枠方式の構造的な問題が解決されているとはいえないことを考慮すると、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたものといわなければならない。

被告は、本件選挙区割りは、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小されており、その後の人口変動により、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差がわずかに2倍を超えていたにすぎず、しかもこの較差は宮城県第5区の選挙人数を1とした場合のものであるところ、同区には東日本大震災による甚大な被害を受けた石巻市及び東松島市が含まれているので、同区を除く最大較差は福島県第4区の選挙人数を1として2.109倍であるし、平成25年大法廷判決においても1人別枠方式の構造的な問題の最終的解決はその後の国勢調査の結果を踏まえた区割りの見直しにおいて行われることが予定され、その間の人口変動による選挙人数の最大較差の拡大は一定程度避け難いものであるから、上記

のような状態が直ちに憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に当たるとはいえないと主張する。しかし、上記の最大較差が東日本大震災による選挙人数の減少が大きかったと認められる（乙12及び弁論の全趣旨）宮城県第5区の選挙人数を1とした場合のものであるとしても、本件選挙区割りが上記の状態にあったか否かの検討に当たっては同区を除外すべき理由はないし、平成25年大法廷判決が1人別枠方式の問題の最終的解決をその後の国勢調査の結果を踏まえた区割りの見直しにおいて行われることを予定しているということは到底できず、被告が主張するその余の事情も上記判断を左右するものではない。被告の上記主張は採用することができない。

2 憲法上要求される合理的期間内における是正の有無

- (1) 本件選挙当時において、本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたことは上記で判示したとおりであるが、その是正是国会による立法によって行われなければならず、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められることからすれば、上記の是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているというべきである。したがって、本件区割規定のは正の実現に向けた取組が立法裁量権の行使として相当なものであって、憲法上要求される合理的期間内には是正されなかつたといえない場合には、本件区割規定が憲法の規定に違反するものということはできない。
- ア 原告らは、違憲状態における選挙は憲法98条1項により無効であるから、上記のように解することは同条項に反すると主張する。しかし、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態のは正の方法についても国会は幅広い裁量権を有していることは上記のとおりであるところ、選挙区割りが憲法に違反するか否かの判断は国会がそうした裁量権を有することも踏まえて行われるべきであり、憲法上要求される合理的期間内に上記のは正がされなかつたといえない場合には、本件区割規定が憲法の規定に違反するものということはできず、本件選挙も違憲とはいえないものである。したが

って、原告らの上記主張は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態において施行された選挙が直ちに違憲として無効となるとする点において失当であり、採用することができない。

イ また、原告らは、本件選挙時には平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から3年8か月余りが経過しているところ、区画審は、国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告することとされ（区画審設置法4条1項），緊急是正法附則3条3項においても区画審が選挙区間の人口較差を2倍未満とする改定案の勧告を公布日から6か月以内に行うべき旨規定されていたことからしても、既に上記合理的期間を超過していたと主張する。

しかし、上記合理的期間が経過していたか否かの判断に当たっては、その期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものである（平成25年大法廷判決参照）。したがって、区画審による勧告の期限について上記のような定めがされていることを考慮しても、本件選挙時において平成23年大法廷判決の言渡日である平成23年3月23日から3年8か月余りが経過していることのみをもって上記合理的期間が経過していたということはできない。原告らの上記主張は採用することができない。

(2) そこで、上記のような観点から、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

ア 上記第2、1（前提事実）によれば、以下の各事実等が認められる。

イ 平成23年3月23日に言い渡された平成23年大法廷判決は、旧区

割基準中の1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む旧区割基準に基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判示し、国会においてもこれらが上記の状態にあることを認識し得たということができる。

(イ) そして、上記のような状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項の定める1人別枠方式を廃止し、同条1項の趣旨に沿って平成22年国勢調査の結果を基に各都道府県への定数配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが必要となる。しかし、これを実現することは、人口の少ない県に1人別枠方式によって割り当てられた定数を削減して、これを再配分するもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものであり、その立法の経緯等にも鑑みると、国会における合意形成に困難が伴うものといわざるを得ない。こうした状況において、まず、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が優先されるべきであるとして、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定の削除と0増5減による定数配分の見直しによる選挙区間の人口較差を2倍未満とする改正が行われた。

(ウ) 0増5減による定数配分の見直しを実現するためには、1人別枠方式の廃止及び定数配分と区割り改定の枠組みを定める法改正の後、新たな区割基準に従い区画審が選挙区割りの改定案の勧告を行い、これに基づいて新たな選挙区割りを定めるという二段階の法改正を含む作業を経る必要があった。

ところが、前者の法改正を内容とする緊急是正法が成立した時点で衆議院が解散されたため、平成24年選挙は旧選挙区割りの下で施行された。

(エ) 区画審は、平成25年3月28日、内閣総理大臣に対して各都道府県の選挙区数の0増5減を前提とする選挙区割りの改定案の勧告を行い、

同年6月24日に平成25年改正法が成立し、同年7月28日から施行された公職選挙法の改正により、上記改定案に沿った選挙区割りの改定が行われ、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は1.998倍となった。

(イ) 平成25年11月20日、平成25年大法廷判決は、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、今回のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解されること等に照らすと、平成24年選挙時までの国会における是正の実現に向けた取組が立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、憲法上要求される合理的期間を超過したものと断することはできないから、平成24年選挙時において、旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないと判示した。

(カ) その後、国会の与野党による衆院選挙制度に関する実務者協議において議員の定数の削減の手法及び削減数等に関して意見を集約することができなかつたことから、平成26年6月19日、選挙制度調査会が設置され、平成28年12月までの所要の期間を念頭に答申を行うことを前提に「衆議院小選挙区の一票の較差」の是正の方策が議論されてきた。

平成26年11月21日の衆議院解散により選挙制度調査会は休止されたが、本件選挙後に再開され、上記の方策として、制度的な較差是正・配分方法を設けることを前提に、配分の基準や単位等のほか、定数配分の方式など具体的枠組みの議論が進められている。

イ 以上によれば、平成23年大法廷判決が旧区割基準中の1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む旧区割基準に基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判示した後、1人別枠方式を

定めた旧区画審設置法3条2項の規定の削除が行われ、0増5減の定数配分の見直しが行われたことによって平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満とする本件選挙区割りが実現されたものであり、これによって1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているわけではないとしても、そうした漸次的な見直しを積み重ねることによって新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備を実現していくことも、事柄の性質等も踏まえると、国会の裁量として許容されていると解され、その後、選挙制度調査会を設置して投票価値の較差を是正するための具体的方策が検討され、長期にわたって上記是正を実現することのできる配分方式について検討が重ねられており、これらを含めた選挙制度の改革について、平成28年12月までに所要の期間を見込んで選挙制度調査会が答申を行うことが予定されていることを考慮すると、国会において選挙区割りの改正に向けての作業が進められているというべきであり、こうした国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものではなかつたということはできない。

3 小括

以上のとおり、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものであるが、これが憲法上要求される合理的期間内に是正されなかつたということはできないから、憲法に違反するということはできない。

4 結論

よって、本訴請求はいずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 須田啓之

裁判官 岡田紀彦

裁判官 並河浩二